

< 航空災害対策 >

■ 基本的考え方

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講ずるものとする。

第1節 航空状況

近隣に、百里航空自衛隊飛行場及び霞ヶ浦陸上自衛隊飛行場がある。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報・連絡体制を確保するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたり要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に準ずる。

2. 情報の収集連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

3. 災害応急体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

市では、「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、周辺各市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の具体化を図っていく。

市及び消防機関では、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を具体化するとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

5. 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策として、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、市では発災後において緊急輸送道路における交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

6. 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、予め計画を作成するよう努める。

7. 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2章 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集・連絡

1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。

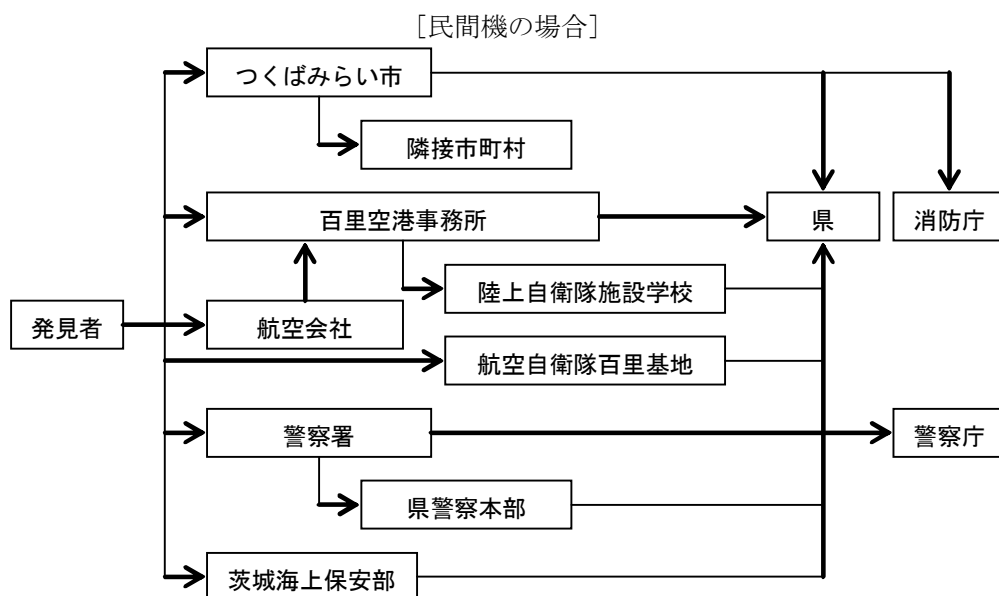
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。さらに、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

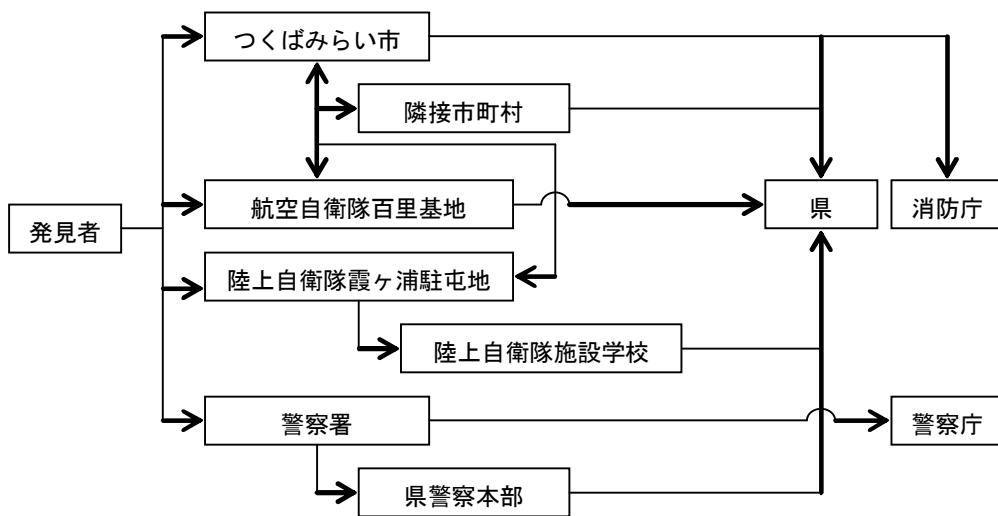
自衛隊機による事故発生の場合は、陸上自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



[自衛隊機の場合]



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
百 里 空 港 事 務 所	航空管制運行情報官	0299-54-0672 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
航空自衛隊第七航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-8800 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直 内線 2070)

3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に対して応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と緊密な情報交換を行い、応急対策活動の円滑化に努める。

第2節 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、航空災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 航空事故による多数の死傷者の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

1. 捜索活動

消防機関は災害の状況により、多様な手段を活用して、県と相互に連携の上、捜索活動を実施する。

2. 救護、救助・救急及び消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消化剤等による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

市は、発生現場となった隣接する市からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

3. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4. 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、予め指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第9節11 避難所及び避難場所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策 第2章第5節 1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き方法、文字放送等によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2. 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努める。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス関係者等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章第10節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。